

事 務 連 絡
令和 4 年 3 月 31 日

各建設業者団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課

建設業法施行規則の一部改正について

建設業法施行規則（昭和 24 年建設省令第 14 号。以下「規則」という。）の一部改正を含む建設業法施行規則及び公共工事の前払金保証事業に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和 4 年国土交通省令第 19 号）が本日公布及び施行されましたので、下記の通りお知らせいたします。

貴職におかれましては、本事務連絡の内容について、貴団体傘下の建設業者に対し周知、指導方お願い致します。

記

（１）工事現場における書面での掲示義務の緩和（規則第 14 条の 3 関係）

規則第 14 条の 3 第 1 項の規定により、施工体制台帳を作成する元請の建設業者（以下「作成建設業者」という。）は、下請負人に対し、「作成建設業者の商号又は名称」、「当該下請負人がその建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせたときは作成建設業者に対し再下請負通知を行わなければならない旨」及び「当該再下請負通知に係る書類を提出すべき場所」を書面により通知し、これらの事項を記載した書面を当該建設工事の現場の見やすい場所に掲示しなければならないこととされてきたところ。

同項の規定による掲示については、同内容を記録した電磁的記録を当該工事現場の見やすい場所に備え置く出力装置の映像面に表示する方法により当該下請負人の閲覧に供することができることとし、書面による掲示に限らず、デジタルサイネージを含む ICT 機器を活用し、画面上に表示することを可能とした。

（２）地方整備局長等が行うことのできる建設業者への立入検査等の範囲の拡大（規則第 30 条関係）

建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 31 条第 1 項及び第 41 条の規定に基づく国土交通大臣の立入検査等の権限については、これまでは建設業者の主たる営業所の所在地を管轄する地方整備局長及び北海道開発局長（以下「地方整備局長等」と

いう。)のみに委任されてきたところであるが、今般、下請取引における不適正な事案に対して、機動的かつ効果的な対応を可能とするため、これらの規定に基づく国土交通大臣の権限のうち建設業者の従たる営業所その他営業に係のある場所（以下「従たる営業所等」という。）に関するものについては、当該従たる営業所等の所在地を管轄する地方整備局長等もその権限を行うことができることとした。

(3) 新たな企業会計基準の公表及び会社計算規則（平成18年法務省令第13号）の改正を踏まえた所要の改正（規則第10条第1項関係）

建設業者は、毎事業年度終了後4月以内に許可行政庁あてに、規則に定められた様式を用いて財務諸表を提出することとされているところ。

今般、有価証券報告書の提出義務がある会社にあつては、新たに企業会計基準委員会により作成された「収益認識に関する会計基準」が令和3年4月1日以後に開始される事業年度から強制適用されたこと等を踏まえ、当該様式について所要の改正を行った。

(別添)

○建設業法施行規則及び公共工事の前払金保証事業に関する法律施行規則の一部を改正する省令（官報）

○国土交通省令第十九号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第五条、第六条第一項及び同項第六号（これらの規定を同法第十七条において準用する場合を含む。）、第十一条第二項、第二十七条の二十四第三項、第二十七条の二十六第三項並びに第四十四条の三並びに公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和二十七年法律第百八十四号）第二十三条の規定に基づき、並びに建設業法を実施するため、建設業法施行規則及び公共工事の前払金保証事業に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年三月三十一日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

建設業法施行規則及び公共工事の前払金保証事業に関する法律施行規則の一部を改正する省令

（建設業法施行規則の一部改正）

第一条 建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（譲渡及び譲受け並びに合併及び分割の認可の申請等） 第十三条の二 譲渡人（法第十七条の二第一項に規定する「譲渡人」をいう。以下この条において同じ。）及び譲受人（同項に規定する「譲受人」をいう。以下この条及び第三十条第一項において同じ。）は、同項の規定により譲渡及び譲受けの認可を受けようとするときは、当該譲渡人及び譲受人の氏名又は名称を記載した別記様式第二十二号の五による認可申請書に、次に掲げる書類を添付して、同項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者に提出しなければならない。 一 九（略） 二 合併消滅法人等（法第十七条の二第二項に規定する「合併消滅法人等」をいう。以下この項において同じ。）は、同項の規定により合併の認可を受けようとするときは、当該合併消滅法人等の氏名又は名称を記載した別記様式第二十二号の七による認可申請書に、次に掲げる書類を添付して、同項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者に提出しなければならない。 一 三（略） 四 別記様式第四号による合併存続法人又は合併により設立される法人（以下この項及び第三十条第一項において「合併存続法人等」という。）に係る使用人数を記載した書面 五 十（略） 三 分割被承継法人等（法第十七条の二第三項に規定する「分割被承継法人等」をいう。以下この項において同じ。）は、同項の規定により分割の認可を受けようとするときは、当該分割被承継法人等の氏名又は名称を記載した別記様式第二十二号の八による認可申請書に、次に掲げる書類を添付して、同項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者に提出しなければならない。 一（略） 二 別記様式第二号による分割承継法人（法第十七条の二第三項に規定する「分割承継法人」をいう。以下この条及び第三十条第一項において同じ。）に係る工事経歴書（分割承継法人が新設分割により設立される法人である場合を除く。） 三 十（略） 四 十（略）	（譲渡及び譲受け並びに合併及び分割の認可の申請等） 第十三条の二 譲渡人（法第十七条の二第一項に規定する「譲渡人」をいう。以下この条において同じ。）及び譲受人（同項に規定する「譲受人」をいう。以下この条及び第三十条において同じ。）は、同項の規定により譲渡及び譲受けの認可を受けようとするときは、当該譲渡人及び譲受人の氏名又は名称を記載した別記様式第二十二号の五による認可申請書に、次に掲げる書類を添付して、同項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者に提出しなければならない。 一 九（略） 二 合併消滅法人等（法第十七条の二第二項に規定する「合併消滅法人等」をいう。以下この項において同じ。）は、同項の規定により合併の認可を受けようとするときは、当該合併消滅法人等の氏名又は名称を記載した別記様式第二十二号の七による認可申請書に、次に掲げる書類を添付して、同項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者に提出しなければならない。 一 三（略） 四 別記様式第四号による合併存続法人又は合併により設立される法人（以下この項及び第三十条において「合併存続法人等」という。）に係る使用人数を記載した書面 五 十（略） 三 分割被承継法人等（法第十七条の二第三項に規定する「分割被承継法人等」をいう。以下この項において同じ。）は、同項の規定により分割の認可を受けようとするときは、当該分割被承継法人等の氏名又は名称を記載した別記様式第二十二号の八による認可申請書に、次に掲げる書類を添付して、同項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者に提出しなければならない。 一（略） 二 別記様式第二号による分割承継法人（法第十七条の二第三項に規定する「分割承継法人」をいう。以下この条及び第三十条において同じ。）に係る工事経歴書（分割承継法人が新設分割により設立される法人である場合を除く。） 三 十（略） 四 十（略）

(下請負人に対する通知等)

第十四条の三 建設業者は、作成建設業者に該当することとなつたときは、遅滞なく、その請け負つた建設工事を請け負わせた下請負人に対し次に掲げる事項を書面により通知するとともに、当該事項を記載した書面を当該工事現場の見やすい場所に掲げ、又は当該事項を記録した電磁的記録を当該工事現場の見やすい場所に備え置く出力装置の映像面に表示する方法により当該下請負人の閲覧に供しなければならない。

一・二 (略)

2ゝ6 (略)
(権限の委任)

第三十条 (略)

2 法第三十一条第一項及び法第四十一条の規定に基づく権限で建設業者の従たる営業所その他営業に関係のある場所（以下「従たる営業所等」という。）に関するものについては、前項に規定する地方整備局長及び北海道開発局長のほか、当該従たる営業所等の所在地を管轄する地方整備局長及び北海道開発局長も当該権限を行うことができる。

様式第一号（第二条関係）
(略)

別紙三（第二条関係）
(略)

記載要領

「収入印紙、証紙、登録免許税領収証書又は許可手数料領収証書はり付け欄」は、収入印紙、証紙、登録免許税領収証書又は許可手数料領収証書をはり付けること。ただし、登録免許税法（昭和42年法律第35号）第24条の2第1項又は情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第5項の規定により国土交通大臣の許可に係る登録免許税又は許可手数料を納めた場合にあつては、この限りでない。

様式第二号（第二条、第十三条の二、第十三条の三、第十九条の八関係）
(略)

記載要領

一・二 (略)

3 この表には、申請又は届出をする日の属する事業年度の前事業年度に完成した建設工事(以下「完成工事」という。)及び申請又は届出をする日の属する事業年度の前事業年度末において完成していない建設工事（以下「未成工事」という。）を記載すること。

記載を要する完成工事及び未成工事の範囲については、以下のとおりである。

(1) 経営規模等評価の申請を行う者の場合

① 元請工事（発注者から直接請け負つた建設工事をいう。以下同じ。）に係る完成工事(工事進行基準を採用している場合又は会社が顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合にあつては、完成工事及び未成工事。以下同じ。)について、当該完成工事に係る請負代金の額（工事進行基準を採用している場合

(下請負人に対する通知等)

第十四条の三 建設業者は、作成建設業者に該当することとなつたときは、遅滞なく、その請け負つた建設工事を請け負わせた下請負人に対し次に掲げる事項を書面により通知するとともに、当該事項を記載した書面を当該工事現場の見やすい場所に掲げなければならない。

一・二 (略)

2ゝ6 (略)
(権限の委任)

第三十条 (略)

(新設)

様式第一号（第二条関係）
(略)

別紙三（第二条関係）
(略)

記載要領

「収入印紙、証紙、登録免許税領収証書又は許可手数料領収証書はり付け欄」は、収入印紙、証紙、登録免許税領収証書又は許可手数料領収証書をはり付けること。ただし、登録免許税法（昭和42年法律第35号）第24条の2第1項又は令第4条ただし書の規定により国土交通大臣の許可に係る登録免許税又は許可手数料を現金をもつて納めた場合にあつては、この限りでない。

様式第二号（第二条、第十三条の二、第十三条の三、第十九条の八関係）
(略)

記載要領

一・二 (略)

3 この表には、申請又は届出をする日の属する事業年度の前事業年度に完成した建設工事(以下「完成工事」という。)及び申請又は届出をする日の属する事業年度の前事業年度末において完成していない建設工事（以下「未成工事」という。）を記載すること。

記載を要する完成工事及び未成工事の範囲については、以下のとおりである。

(1) 経営規模等評価の申請を行う者の場合

① 元請工事（発注者から直接請け負つた建設工事をいう。以下同じ。）に係る完成工事について、当該完成工事に係る請負代金の額（工事進行基準を採用している場合にあつては、完成工事高。以下同じ。）の合計額のおおむね7割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載すること（令第1条の2第1項に規定する建設工事については、10

又は会社が顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合にあつては、完成工事高。以下同じ。)の合計額のおおむね7割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載すること（令第1条の2第1項に規定する建設工事については、10件を超えて記載することを要しない。）。ただし、当該完成工事に係る請負代金の額の合計額が1,000億円を超える場合には、当該額を超える部分に係る完成工事については記載を要しない。

②・③ （略）

(2) （略）

4～8 （略）

9 「請負代金の額」の欄は、共同企業体として行つた工事については、共同企業体全体の請負代金の額に出資の割合を乗じた額又は分担した工事額を記載すること。また、工事進行基準を採用している場合には、当該工事進行基準が適用される完成工事について、会社が顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合には、当該契約に係る完成工事について、その完成工事高を括弧書で付記すること。

10～12 （略）

様式第十五号（第四条、第十条、第十九条の四関係）

（略）

資 産 の 部

I 流 動 資 産

千円

（略）

（削る）

（略）

II・III （略）

負 債 の 部

（略）

I 流 動 負 債

（略）

（削る）

（略）

II （略）

（略）

記載要領

1～12 （略）

13 「繰延税金資産」の金額及び「繰延税金負債」の金額については、その差額のみを「繰延税金資産」又は「繰延税金負債」として投資その他の資産又は固定負債に記載する。

14～21 （略）

件を超えて記載することを要しない。）。ただし、当該完成工事に係る請負代金の額の合計額が1,000億円を超える場合には、当該額を超える部分に係る完成工事については記載を要しない。

②・③ （略）

(2) （略）

4～8 （略）

9 「請負代金の額」の欄は、共同企業体として行つた工事については、共同企業体全体の請負代金の額に出資の割合を乗じた額又は分担した工事額を記載すること。また、工事進行基準を採用している場合には、当該工事進行基準が適用される完成工事について、その完成工事高を括弧書で付記すること。

10～12 （略）

様式第十五号（第四条、第十条、第十九条の四関係）

（略）

資 産 の 部

I 流 動 資 産

千円

（略）

繰延税金資産

×××

（略）

II・III （略）

負 債 の 部

（略）

I 流 動 負 債

（略）

繰延税金負債

×××

（略）

II （略）

（略）

記載要領

1～12 （略）

13 流動資産に属する「繰延税金資産」の金額及び流動負債に属する「繰延税金負債」の金額については、その差額のみを「繰延税金資産」又は「繰延税金負債」として流動資産又は流動負債に記載する。固定資産に属する「繰延税金資産」の金額及び固定負債に属する「繰延税金負債」の金額についても、同様とする。

14～21 （略）

様式第十七号（第四条、第十条、第十九条の四関係）

(用紙A4)

株主資本等変動計算書
自 令和 年 月 日
至 令和 年 月 日

(会社名)

千円

	株 主 資 本										評価・換算差額等						新株予 約権	純資産合 計
	資本金	新株式申 込証拠金	資 本 剰 余 金		資本剰余 金合計	利益準備 金	利 益 剰 余 金		利益剰余 金合計	自己株式	株主資本 合計	その他の有 価証券評 価差額金	繰延ヘ ッジ損 益	土地再 評価差 額金	評価・換 算差額等 合計			
			資本準 備金	その他 資本剰 余金			××積立 金	繰越利益 剰余金										
当期首残高	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	△××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	
当期変動額																		
新株の発行	×××	×××	×××		×××						×××						×××	
剰余金の配当						×××		△××	△××		△××						△××	
当期純利益								×××	×××		×××						×××	
自己株式の処分										×××	×××						×××	
×××××																		
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）												×××	×××	×××	×××	×××	×××	
当期変動額合計	×××	×××	×××		×××	×××		×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	
当期末残高	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	△××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	

(略)

様式第十七号の二（第四条、第十条、第十九条の四関係）

(用紙A4)

注記表
(略)

注

- 1～4 (略)
- 4ー2 会計上の見積り
- 5～7 (略)
- 8 損益計算書関係
(削る)
(1)～(5) (略)
9～17 (略)
17ー2 収益認識関係
18 (略)

様式第十七号（第四条、第十条、第十九条の四関係）

(用紙A4)

株主資本等変動計算書
自 令和 年 月 日
至 令和 年 月 日

(会社名)

千円

	株主資本										評価・換算差額等					新株予約権	純資産合計
	資本金				利益剰余金				自己株式	株主資本合計	その他の有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計			
	資本金	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他の利益剰余金	利益剰余金合計	利益剰余金合計									
						××積立金	繰越利益剰余金										
当期首残高	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	△××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
当期変動額																	
新株の発行	×××	×××		×××						×××							×××
剰余金の配当					×××		△××	△××		△××							△××
当期純利益						×××	×××	×××		×××							×××
自己株式の処分									×××	×××							×××
×××××																	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）											×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
当期変動額合計	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	△××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
当期末残高	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	△××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××

(略)

様式第十七号の二（第四条、第十条、第十九条の四関係）

(用紙A4)

注記表
(略)

注

- 1～4 (略)
- (新設)
- 5～7 (略)
- 8 損益計算書関係
(1) 工事進行基準による完成工事高
(2)～(6) (略)
9～17 (略)
(新設)
18 (略)

記載要領

1 記載を要する注記は、以下のとおりとする。

	株 式 会 社			持分会社
	会計監査人 設置会社	会計監査人なし		
		公開会社	株式譲渡 制限会社	
1 継続企業の前提に重要な 疑義を生じさせるような事 象又は状況	○	×	×	×
2 重要な会計方針	○	○	○	○
3 会計方針の変更	○	○	○	○
4 表示方法の変更	○	○	○	○
4－2 会計上の見積り	○	×	×	×
5 会計上の見積りの変更	○	×	×	×
6 誤謬 ^{（びゅう）} の訂正	○	○	○	○
7 貸借対照表関係	○	○	×	×
8 損益計算書関係	○	○	×	×
9 株主資本等変動計算書関 係	○	○	○	×
10 税効果会計	○	○	×	×
11 リースにより使用する固 定資産	○	○	×	×
12 金融商品関係	○	○	×	×
13 賃貸等不動産関係	○	○	×	×
14 関連当事者との取引	○	○	×	×
15 一株当たり情報	○	○	×	×
16 重要な後発事象	○	○	×	×
17 連結配当規制適用の有無	○	×	×	×
17－2 収益認識関係	○	×	×	×
18 その他	○	○	○	○

【凡例】 ○・・・記載要、×・・・記載不要

記載要領

1 記載を要する注記は、以下のとおりとする。

	株 式 会 社			持分会社
	会計監査人 設置会社	会計監査人なし		
		公開会社	株式譲渡 制限会社	
1 継続企業の前提に重要な 疑義を生じさせるような事 象又は状況	○	×	×	×
2 重要な会計方針	○	○	○	○
3 会計方針の変更	○	○	○	○
4 表示方法の変更	○	○	○	○
5 会計上の見積りの変更	○	×	×	×
6 誤謬 ^{（びゅう）} の訂正	○	○	○	○
7 貸借対照表関係	○	○	×	×
8 損益計算書関係	○	○	×	×
9 株主資本等変動計算書関 係	○	○	○	×
10 税効果会計	○	○	×	×
11 リースにより使用する固 定資産	○	○	×	×
12 金融商品関係	○	○	×	×
13 賃貸等不動産関係	○	○	×	×
14 関連当事者との取引	○	○	×	×
15 一株当たり情報	○	○	×	×
16 重要な後発事象	○	○	×	×
17 連結配当規制適用の有無	○	×	×	×
18 その他	○	○	○	○

【凡例】 ○・・・記載要、×・・・記載不要

2～6 (略)

注1 (略)

①～③ (略)

④ 当該重要な不確実性の影響を貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書又は注記表に反映しているか否かの別

注2 重要性の乏しい事項は、記載を要しない。

(4) 完成工事高及び完成工事原価の認識基準、決算日における工事進捗度を見積もるために用いた方法その他の収益及び費用の計上基準について記載する。なお、会社が顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識するときは、次に掲げる事項を記載する。

① 当該会社の主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容

② ①に規定する義務に係る収益を認識する通常の時点

③ ①及び②に掲げるもののほか、当該会社が重要な会計方針に含まれると判断したものの

(5) (略)

注3・注4 (略)

注4—2 次に掲げる事項を記載する。

(1) 会計上の見積りにより当該事業年度に係る貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書又は注記表の項目にその額を計上した項目であつて、翌事業年度に係る貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書又は注記表に重要な影響を及ぼす可能性のあるもの

(2) 当該事業年度に係る貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書又は注記表の(1)に掲げる項目に計上した額

(3) (2)に掲げるもののほか、(1)に掲げる項目に係る会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

注5～注7 (略)

注8

(削る)

(1)～(3) (略)

注9～注17 (略)

2～6 (略)

注1 (略)

①～③ (略)

④ 当該重要な不確実性の影響を貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表に反映しているか否かの別

注2 重要性の乏しい事項は、記載を要しない。

(4) 完成工事高及び完成工事原価の認識基準、決算日における工事進捗度を見積もるために用いた方法その他の収益及び費用の計上基準について記載する。

(新設)

(新設)

(新設)

(5) (略)

注3・注4 (略)

(新設)

注5～注7 (略)

注8

(1) 工事進行基準を採用していない場合は、記載を要しない。

(2)～(4) (略)

注9～注17 (略)

<u>注17—2</u> 会社が顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合に、次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）を記載する。ただし、会社法第444条第3項に規定する株式会社以外の株式会社にあつては、①及び③に掲げる事項を省略することができる。 ① 当該事業年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項 ② 収益を理解するための基礎となる情報 ③ 当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報 なお、①から③までに掲げる事項が注2の規定により注記すべき事項と同一であるときは、当該事項の記載を要しない。 注18 注1から<u>注17—2</u>までに掲げた事項のほか、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書により会社の財産又は損益の状態を正確に判断するために必要な事項を記載する。 様式第十九号（第四条、第十条、第十九条の四関係） （略） （削る） 記載要領 1～7 （略） （削る）	（新設） 注18 注1から<u>注17</u>に掲げた事項のほか、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書により会社の財産又は損益の状態を正確に判断するために必要な事項を記載する。 様式第十九号（第四条、第十条、第十九条の四関係） （略） <u>注</u> 工事進行基準による完成工事高 記載要領 1～7 （略） <u>8</u> 注は、工事進行基準による完成工事高が「完成工事高」の総額の10分の1を超える場合に記載すること。
--	---

（公共工事の前払金保証事業に関する法律施行規則の一部改正）

第二条 公共工事の前払金保証事業に関する法律施行規則（昭和二十七年建設省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

様式第二号（第十三条関係）

（略）

別表(5)

（略）

（略）						
資 産 の 部						
I 流 動 資 産	千円	千円	%	千円	千円	%
現 金 及 び 預 金	×××			×××		
受 取 手 形	×××			×××		
未 収 保 証 料	×××			×××		
未 収 入 金	×××			×××		
有 価 証 券	×××			×××		
短 期 貸 付 金	×××			×××		
前 払 費 用	×××			×××		
未 収 収 益	×××			×××		
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
負 債 の 部						
I 流 動 負 債						
支 払 備 金	×××			×××		
責 任 準 備 金	×××			×××		
支 払 手 形	×××			×××		
短 期 借 入 金	×××			×××		
未 払 金	×××			×××		
未 払 費 用	×××			×××		
未 払 法 人 税 等	×××			×××		
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

備考

1

貸借対照表は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行をしん酌し、会社の財産の状態を正確に判断することができるよう明瞭に記載すること。

2 ～ 4

（略）

改正前

様式第二号（第五条関係）

（略）

別表(5)

（略）

（略）						
資 産 の 部						
I 流 動 資 産	千円	千円	%	千円	千円	%
現 金 及 び 預 金	×××			×××		
受 取 手 形	×××			×××		
未 収 保 証 料	×××			×××		
未 収 入 金	×××			×××		
有 価 証 券	×××			×××		
短 期 貸 付 金	×××			×××		
前 払 費 用	×××			×××		
未 収 収 益	×××			×××		
繰 延 税 金 資 産	×××			×××		
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
負 債 の 部						
I 流 動 負 債						
支 払 備 金	×××			×××		
責 任 準 備 金	×××			×××		
支 払 手 形	×××			×××		
短 期 借 入 金	×××			×××		
未 払 金	×××			×××		
未 払 費 用	×××			×××		
未 払 法 人 税 等	×××			×××		
繰 延 税 金 負 債	×××			×××		
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

備考

（新設）

1 ～ 3

（略）

別表(6)

(略)

備考

1 損益計算書は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行をし
ん酌し、会社の損益の状態を正確に判断することができるよう明瞭に記載すること。

2 ～ 4 (略)

別表(7)

(略)

	株 主 資 本											評価・換算差額等				新株予 約権	純資産 合計
	資本金	新株式 申込証 拠金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			自己株 式	株主資 本合計	その他 有価証 券評価 差額金	繰越ヘ ッジ損 益	評価・ 換算差 額等合 計				
			資本準 備金	その他 資本剰 余金	資本剰 余金合 計	利益準 備金	その他利益剰余金							利益剰 余金合 計			
							・・・ 積立金	繰越利益 剰余金									
当期首残高	千円 ×××	千円 ×××	千円 ×××	千円 ×××	千円 ×××	千円 ×××	千円 ×××	千円 ×××	千円 ×××	千円 △××	千円 ×××	千円 ×××	千円 ×××	千円 ×××	千円 ×××		
当期変動額																	
新株の発行	×××	×××	×××		×××						×××				×××		
剰余金の配当						×××		△××	△××		△××				△××		
当期純利益								×××	×××		×××				×××		
自己株式の処分										×××	×××				×××		
・・・・・・・・																	
株主資本以外の項目の登 記変動額（総額）											×××	×××	×××	×××	×××		
当期変動額合計	×××	×××	×××		×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××		
当期末残高	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	△×××	×××	×××	×××	×××	×××		

(略)

	株 主 資 本											評価・換算差額等				新株予 約権	純資産 合計
	資本金	新株式 申込証 拠金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			自己株 式	株主資 本合計	その他有 価証券 評価差 額金	繰越ヘ ッジ損 益	評価・ 換算差 額等合 計				
			資本準 備金	その他 資本剰 余金	資本剰 余金合 計	利益準 備金	その他利益剰余金							利益剰 余金合 計			
							・・・ 積立金	繰越利益 剰余金									
当期首残高	千円 ×××	千円 ×××	千円 ×××	千円 ×××	千円 ×××	千円 ×××	千円 ×××	千円 ×××	千円 ×××	千円 △××	千円 ×××	千円 ×××	千円 ×××	千円 ×××	千円 ×××		
当期変動額																	
新株の発行	×××	×××	×××		×××						×××				×××		
剰余金の配当						×××		△××	△××		△××				△××		
当期純利益								×××	×××		×××				×××		
自己株式の処分										×××	×××				×××		
・・・・・・・・																	
株主資本以外の項目の登 記変動額（総額）											×××	×××	×××	×××	×××		
当期変動額合計	×××	×××	×××		×××	×××		×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××		
当期末残高	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	△××	×××	×××	×××	×××	×××		

(略)

別表(6)

(略)

備考

(新設)

1 ～ 3 (略)

別表(7)

(略)

	株 主 資 本									評価・換算差額等					新株予 約権	純資産 合計
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			自己株 式	株主資 本合計	その他有価証 券評価 差額金	繰越ヘ ッジ損 益	評価・ 換算差 額等合 計				
		資本準 備金	その他 資本剰 余金	資本剰 余金合 計	利益準 備金	その他利益剰余金							利益剰 余金合 計			
						・・・ 積立金	繰越利益 剰余金									
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
当期首残高	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	△××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	
当期変動額																
新株の発行	×××	×××		×××						×××					×××	
剰余金の配当					×××		△××	△××		△××					△××	
当期純利益							×××	×××		×××					×××	
自己株式の処分									×××	×××					×××	
・・・																
株主資本以外の項目の登 記変動額（総額）											×××	×××	×××	×××	×××	
当期変動額合計	×××	×××		×××	×××		×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	
当期末残高	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	△××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	

(略)

	株 主 資 本									評価・換算差額等					新株予 約権	純資産 合計
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			自己株 式	株主資 本合計	その他有価証 券評価 差額金	繰越ヘ ッジ損 益	評価・ 換算差 額等合 計				
		資本準 備金	その他 資本剰 余金	資本剰 余金合 計	利益準 備金	その他利益剰余金							利益剰 余金合 計			
						・・・ 積立金	繰越利益 剰余金									
当期首残高	千円 ×××	千円 ×××	千円 ×××	千円 ×××	千円 ×××	千円 ×××	千円 ×××	千円 ×××	千円 △××	千円 ×××	千円 ×××	千円 ×××	千円 ×××	千円 ×××		
当期変動額																
新株の発行	×××	×××		×××						×××				×××		
剰余金の配当					×××		△××	△××		△××				△××		
当期純利益							×××	×××		×××				×××		
自己株式の処分									×××	×××				×××		
・・・																
株主資本以外の項目の登 記変動額（総額）											×××	×××	×××	×××		
当期変動額合計	×××	×××		×××	×××		×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××		
当期末残高	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	△××	×××	×××	×××	×××	×××		

(略)

別表(8)
(略)

	第 期 自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日	第 期 自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日
注1 継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況		
2 重要な会計方針		
3 会計方法の変更		
4 表示方法の変更		
4－2 会計上の見積り		
5～16 (略)		
17 連結配当規制適用の有無		
17－2 収益認識関係		
18 (略)		

備考

- 1 記載を要する注記は、以下のとおりとする。

(略)	(略)	(略)	(略)
1～3 (略)	(略)	(略)	(略)
4 表示方法の変更	○	○	○
4－2 会計上の見積り	○	×	×
5～16 (略)	(略)	(略)	(略)
17 連結配当規制適用の有無	○	×	×
17－2 収益認識関係	○	×	×
18 (略)	(略)	(略)	(略)

【凡例】 ○・・・記載要、×・・・記載不要

- 2・3 (略)

- 4 注に掲げる事項の記載に当たっては、当該事項の番号に対応してそれぞれ以下に掲げる要領に従って記載すること。

注1 事業年度の末日において財務指標の悪化の傾向、重要な債務の不履行等財政破綻の可能性その他会社が将来にわたって事業を継続するとの前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合、当該事象又は状況が存在する旨及びその内容、重要な疑義の存在の有無、当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画並びに当該重要な疑義の影響の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書又は注記表への反映の有無を記載すること。

注2 次に掲げる項目に区分して記載すること。ただし、重要性の乏しいものは、記載を要しない。

(1)～(4) (略)

(5) その他貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表作成のための基本となる重要な事項

なお、会社が顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識するときは、(4)に掲げる事項には、次に掲げる事項を含むものとする。

① 当該会社の主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容

別表(8)
(略)

	第 期 自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日	第 期 自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日
注1 継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況		
2 重要な会計方針		
3 会計方法の変更		
4 表示方法の変更		
5～16 (略)		
17 連結配当規制適用の有無		
18 (略)		

備考

- 1 記載を要する注記は、以下のとおりとする。

(略)	(略)	(略)	(略)
1～3 (略)	(略)	(略)	(略)
4 表示方法の変更	○	○	○
5～16 (略)	(略)	(略)	(略)
17 連結配当規制適用の有無	○	×	×
18 (略)	(略)	(略)	(略)

【凡例】 ○・・・記載要、×・・・記載不要

- 2・3 (略)

- 4 注に掲げる事項の記載に当たっては、当該事項の番号に対応してそれぞれ以下に掲げる要領に従って記載すること。

注1 事業年度の末日において財務指標の悪化の傾向、重要な債務の不履行等財政破綻の可能性その他会社が将来にわたって事業を継続するとの前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合、当該事象又は状況が存在する旨及びその内容、重要な疑義の存在の有無、当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画並びに当該重要な疑義の影響の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表への反映の有無を記載すること。

注2 次に掲げる項目に区分して記載すること。ただし、重要性の乏しいものは、記載を要しない。

(1)～(4) (略)

(5) その他貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表作成のための基本となる重要な事項

② ①に規定する義務に係る収益を認識する通常の時点 ③ ①及び②に掲げるもののほか、当該会社が重要な会計方針に含まれると判断したものの 注3・注4 (略) <u>注4-2</u> 次に掲げる事項を記載する。 (1) 会計上の見積りにより当該事業年度に係る貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書又は注記表の項目にその額を計上した項目であつて、翌事業年度に係る貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書又は注記表に重要な影響を及ぼす可能性のあるもの (2) 当該事業年度に係る貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書又は注記表の(1)に掲げる項目に計上した額 (3) (2)に掲げるもののほか、(1)に掲げる項目に係る会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 注5～注15 (略) <u>注17</u> (略) <u>注17-2</u> 会社が顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合に、次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除く。)を記載する。ただし、会社法第444条第3項に規定する株式会社以外の株式会社にあつては、①及び③に掲げる事項を省略することができる。 ① 当該事業年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項 ② 収益を理解するための基礎となる情報 ③ 当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報 なお、①から③までに掲げる事項が注2の規定により注記すべき事項と同一であるときは、当該事項の記載を要しない。 <u>注18</u> 注1から<u>注17-2</u>までに掲げた事項のほか、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書により会社の財産又は損益の状態を正確に判断するために必要な事項を記載すること。 様式第三号 (<u>第十四条</u>関係) (略)	注3・注4 (略) (新設) 注5～注15 (略) <u>注16</u> (略) (新設) <u>注17</u> 注1から<u>注16</u>に掲げた事項のほか、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書により会社の財産又は損益の状態を正確に判断するために必要な事項を記載すること。 様式第三号 (<u>第六条</u>関係) (略)
--	--

附 則

(施行期日)

- 1 この省令は、公布の日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この省令による改正後の建設業法施行規則別記様式第二号、第十七号の二及び第十九号並びに公共工事の前払金保証事業に関する法律施行規則別記様式第二号別表(8)は、令和三年四月一日以後に開始した営業年度に係る決算期に関して作成すべき工事経歴書、注記表及び損益計算書並びに比較注記表について適用し、同日前に開始した営業年度に係る決算期に関して作成すべきものについては、なお従前の例によることができる。